

## 小学校低学年用人権教育資料『ほほえみ』の活用にあたって

### 1 各領域での人権教育資料の活用について

教育課程を編成する際には、児童の発達状況に即して、各領域の学習内容と指導方法の特徴を踏まえながら、人権教育のねらいと各領域のねらいをともに達成するために、人権教育を適切に位置付ける必要があります。また、「隠れたカリキュラム」を見直すなど、あらゆる教育活動を「人権」という視点から捉え直すことが大切です。

※「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒が自ら学びとっていく全ての事柄を指すものであり、教師の声かけや呼び方、座席の配置や班分けの際の配慮なども含まれる。

#### (1) 教科

教科に位置付けた資料は、各教科の目標や内容を踏まえ、人権意識や自立向上の精神、思いやりの心などを育て、人権尊重の精神を高めていくために活用します。

#### (2) 特別の教科 道徳(以下、道徳科)

道徳科に位置付けた資料は、道徳科の目標や内容を踏まえつつ、差別解消への態度の形成など人権教育のねらいを達成するために活用します。人権を尊重する意欲や態度を培うことをねらった人権教育と、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、思いやりの心などの道徳性の育成をねらった道徳教育とは、相互の関連を図りながら推進することが大切です。

#### (3) 特別活動

特別活動に位置付けた資料は、集団活動を通じた教育活動としての特質を生かし、集団の一員としての自覚を一層深め、豊かな人間性や社会性の育成を図ることをねらって活用します。特に、「学級活動」では、自らより良い学級や学校生活をめざして諸問題の解決に取り組む活動を重視し、自分と友だちの関係に気づきながら、身の回りの問題を人権尊重の視点から見直し、仲間とともに解決していこうとする力を育むという観点から活用します。

### 2 指導例について

<分類> 「人権教育基本方針」の内容項目による分類を示しています。

<関連領域例> 教科、道徳科、特別活動(学級活動)の別を示しています。  
道徳科については、主として関連のある項目を示しています。

<ねらい> 各領域における目標や活動の内容に即して記しています。

<趣旨> 主題等と人権教育との関連、資料の概要やポイントなど、指導にあたっての基本的な考え方や留意点等、特に必要なものについて挙げています。

<配慮事項> 指導にあたって教師が知っておくべきことや気を付けなければならないこと等、特に配慮すべきことを記しています。

<展開例> 指導の一例を示しています。児童や学級の実態等を踏まえ、学習のめあての設定、発問の工夫、資料の補足等、指導者の創意工夫のある展開でより効果的に取り組むことが可能です。

<学習内容> 展開例で考えられる児童の学習活動について記しています。

<指導上の留意点> 授業を進めるにあたって、人権上配慮が必要なことや理解を深めるためのポイント等を提示しています。

<参考・資料> 学習を深め、広げるために参考になる資料や掲載資料の解説・補充等を記しています。

### 3 児童の発達段階を踏まえた指導方法の工夫について

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、「学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。」としています。その中で、小学校低学年の発達段階と指導方法の工夫として、

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

と述べています。

今回の『ほほえみ』の改訂において、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育てることをねらった文章教材的な資料を新たに作成しています。また、電子データの拡大表示等により、指導者の創意工夫次第で児童の発達段階に即したより効果的な指導が可能となります。

### 4 児童の実態に即した展開例の工夫について

人権教育資料については、掲載している指導例にとらわれず、常に児童や学級の実態等を踏まえ、十分に検討を重ねてより良い指導案を作り出していくことが大切です。

資料によっては、指導例に例示しているものとは別の視点や異なる領域で扱うこともできます。文章教材的な資料であっても体験を取り入れる等、展開を工夫したり、児童や学級、学校、地域の実態や課題にあった資料を創造したりする等、指導者の創意工夫のある取組を期待します。

### 5 評価について

指導に関わる評価については、児童や学級、学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育みたい資質や能力を明確に定め、適切に行うことが重要です。

具体的には、学習状況や成果等について、肯定的な児童観に基づき、児童の変容、学習に対する意欲や態度等を踏まえて適切に評価することが大切です。

なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないことに十分留意する必要があります。

評価の観点として、例えば次のようなものが考えられます。

- 学習に主体的に取り組む、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身に付けることができたか。
- 学習活動を通しての気付きを大切に、自分との関わりで人権課題をとらえ、日常生活の変容につなげることができたか。
- 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識する等、人権についての学びを深めることができたか。